

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

令和6年能登半島地震による 災害被災者の皆様への生活 支援窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- ・ 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のための

災害専用フリーダイヤル 0120-776-110

※ 受付時間：8時30分～17時15分（**当面の間は、土、日、祝日も受付**）

※ 回線の状況によって、石川行政評価事務所ではなく、中部管区行政評価局（名古屋市）や総務省本省の担当窓口（東京都）につながる場合があります。

- 行政相談専用ダイヤル

0570-090110 又は 076-264-1100

（いずれも受付時間は 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



まぐみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和6年1月15日までに掲載された情報に基づき作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、石川行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【トピックス】〈令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)〉」に掲載しております。

【URL】 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>



- 2 状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、記載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 3 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年能登半島地震による災害においては、令和6年1月15日現在、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町が適用を受けています。
- 4 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、内閣府ホームページ(下記URL参照)をご覧ください。

【URL】

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf



目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 りさい 罹災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 4)
- 3 住宅の緊急の修理制度 (P. 6)
- 4 住宅の確保への支援 (民間賃貸住宅・公営住宅) (P. 7)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 10)
- 6 2次避難所の利用 (P. 10)
- 7 災害に便乗した商法に注意 (P. 11)
- 8 災害ごみの処分 (P. 11)



お金のこと

- 9 生活再建のための支援金 (被災者生活再建支援金)の支給 (P. 15)
- 10 災害弔慰金等の支給 (P. 16)
- 11 災害援護資金の貸付 (P. 16)
- 12 生活福祉資金の貸付 (P. 17)
- 13 住宅の建設、補修等の融資 (P. 18)
- 14 住宅ローンの返済 (P. 18)
- 15 雇用保険の失業給付の支給等 (P. 19)



役所の手続きのこと

- 16 国税の特別措置 (P. 20)
- 17 県税の特別措置 (P. 21)
- 18 市町村税の特別措置 (P. 22)
- 19 公共料金の減免措置等 (P. 22)
- 20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P. 23)
- 21 登記済証 (権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 25)
- 22 自動車、運転免許に関すること (P. 26)



民間の手続きのこと

- 23 地震保険 (P. 28)
- 24 生命保険 (P. 28)
- 25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 29)
- 26 法律相談等の窓口 (P. 29)



医療・健康のこと

- 27 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 31)
- 28 医療機関へ被保険者証が提示できない場合 (P. 32)



教育のこと

- 29 日本学生支援機構 (JASSO) による学生への支援 (奨学金の給付・貸与及び減額返還、返還期限猶予、支援金の支給) (P. 33)
- 30 教科書等の無償給与 (P. 34)



事業者の方へ

- 31 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 35)
- 32 農林水産業関係の相談窓口 (P. 37)



そのほかの情報

- 33 発達障害のある方の支援 (P. 38)
- 34 太陽光発電システムに関する留意点
・相談窓口 (P. 38)
- 35 ペット動物に関する相談窓口 (P.39)
- 36 避難所等での性暴力についての相
談 (P. 40)
- 37 DV等についての相談 (P. 40)
- 38 子どものSOS全般についての相談
(P. 40)
- 39 SNS等での個人情報の拡散につい
ての相談 (P. 41)



がいきくじん かた 外国人の方へ

- 40 外国人のための相談窓口 (P. 42)
(Consultation For Foreigners)

<参考資料>

- ・ 被災者のみなさまへ・特定非常災害特別措置法に基づく措置 (P. 43)
(令和6年1月11日内閣府、総務省、法務省)
⇒ 運転免許のような許認可等の有効期間が延長されることや、相続放棄等の熟慮期間が延長されることなどを案内しています。
- ・ 令和6年能登半島地震 石川県庁における電話相談窓口一覧 (P. 45)

<第2版（令和6年1月11日発行）からの変更点>

項目	頁	内容
4 住宅の確保への支援（民間賃貸住宅・公営住宅）	7	新規掲載
6 2次避難所の利用	10	
9 生活再建のための支援金	15	
10 災害弔慰金等の支給	16	
11 災害援護資金の貸付	16	
12 生活福祉資金の貸付	17	
18 市町村税の特別措置	22	
30 教科書等の無償貸与	34	
36 避難所等での性暴力についての相談	40	
37 DV等についての相談	40	
38 子どものSOS全般についての相談	40	
39 SNS等での個人情報の拡散についての相談	41	
参考資料 令和6年能登半島地震 石川県庁における電話相談窓口一覧	45	
7 災害に便乗した商法に注意	11	
20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合	23	窓口（フリーダイヤル）追記
22 自動車、運転免許に関すること	26	運転免許証の有効期間の延長、運転免許証の再交付、自動車検査証の有効期間の延長について記載
26 法律相談等の窓口	29	日本司法書士会連合会の災害無料相談（フリーダイヤル）追記

※ その他、各情報に変更があった場合は更新しています。



住まいや身の回りのこと

1 ^{りさい} 罹災証明書の発行

◆ 「^{りさい} 罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

- ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
- ・ 被害にあった住家のみが対象となりますが、市町によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町により「被災届出証明書」、「^{りさい} 罹災届出証明書」の名称）の発行も行っています。

◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真（カメラやスマホ）に撮って保存をお願いします。

市町からの^{りさい} 罹災証明書の取得や保険会社への損害保険請求する際に役立ちます。

- ・ 被害箇所は漏れなく撮影する。
- ・ 写真は家の外と中の写真を撮りましょう。
- ・ 家の外はなるべく4方向から撮りましょう（浸水した場合は深さが分かるようにメジャーをあてて全体を写した遠景と、目盛が読み取れる近景を撮影）。
- ・ 家の中の被害状況写真は、
(1)被災した部屋ごとの全景写真、
(2)被害箇所の「寄り」の写真を撮りましょう。
- ・ 撮影日時を表示できる場合は、日時設定を正確にしておく。

◆ ^{りさい} 罹災証明書の概要については、内閣府ホームページ（下記 URL）をご覧ください。

【URL】

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shoumei.pdf>



◆ 各市町における「罹災^{りさい} 証明書」の窓口は以下のとおりです。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	資産税課	076-220-2151 (金沢市広坂1-1-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間:平日9時~17時45分 ・郵送申請可、金沢市電子申請サービス利用可 ・住家以外の建物について「被災証明書」を発行
七尾市	税務課	0767-53-8415 (七尾市神明町1番地2外2階)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間:8時30分~17時15分(土日祝も受付) ・郵送申請可、マイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請可
小松市	税務課 資産税家屋・償却グループ	0761-24-8032 0761-24-8163 (小松市小馬出町91番地)	<p><住家に係る証明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間:平日8時30分~17時15分 ※土日の受付については市HPを御確認ください。 (https://www.city.komatsu.lg.jp/emergency/16266.html) 
	商工労働課 産業創生室	0761-24-8074 (同上)	<p><店舗、事業所、工場等に係る証明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間:平日9時~17時 ・郵送申請可、メール(syukou@city.komatsu.lg.jp)及びこまつ電子申請サービスによる電子申請可
	農林水産課 ・農業支援 ・基盤強化 ・林務水産	0761-24-8080 0761-24-8079 0761-24-8081 (同上)	<p><農林漁業施設に係る証明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間:平日9時~17時 ・郵送申請可、メール(n-nousan@city.komatsu.lg.jp)による電子申請可
輪島市	市民生活部 税務課	0768-23-1126 (輪島市二ツ屋町2字29番地)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全ての建物を対象に調査中。交付の準備ができた地区から順に災証明書を発行。交付申請は被害認定調査終了のお知らせがあるまでお待ちください。 【参考:輪島市の災害広報第1号(1月11日発行): https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2024011000048/file_contents/saigaikouhou1.pdf】 
珠洲市	市民課 市民相談室	0768-82-7732 (珠洲市上戸町北方一字6番地の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間:8時30分~18時30分(土日祝も受付) ・場所:珠洲市役所1階 市民ホール ・郵送申請可、マイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請可

市町	窓口	電話番号	備考
加賀市	税料金課 固定資産 税グルー プ	0761-72-7816 (加賀市大聖寺南 町二41番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 郵送申請可、マイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請可 住家以外の物件について「被災届出証明書」を発行 被災届出証明書はLogoフォーム(下記URL)による電子申請可 URL:https://logoform.jp/f/kgi3C 
羽咋市	税務課資 産税係	0767-22-6901 (羽咋市旭町ア200 番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～11時30分、13時～17時 ※休日の受付については市HPを御確認ください。 (https://www.city.hakui.lg.jp/kinkyu/14662.html)  <ul style="list-style-type: none"> 住家以外の物件について「被災届出証明」を発行
かほく市	税務課	076-283-1114 (かほく市宇野気 二81番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 住家以外の家屋について「被災証明書」を発行 住家以外の物件について「被災届出証明書」を発行 郵送申請可
白山市	資産税課	076-274-9524 (白山市倉光2-1)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 ※土日の受付については市HPを御確認ください。 (https://www.city.hakusan.lg.jp/seikatsu/bosai/1004659/1001833.html)  <ul style="list-style-type: none"> 住家以外の物件について「罹災届出証明書」を発行 発行可能期間は、原則、被災から2か月未満 郵送申請可
能美市	災害手続 ワンスト ップ窓口	0761-58-2253 (能美市来丸町 1110番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:8時30分～17時15分 住家以外の物件について「被災届出証明」を発行
野々市市	税務課資 産税係	076-227-6037 (野々市市三納一 丁目1番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 住家以外の物件について「被災証明書」を発行 郵送申請可
川北町	税務課	076-277-1120 (川北町字壱ツ屋 174番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:8時30分～17時15分 住家以外の物件について「被災届出証明」を発行 郵送申請可、マイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請可
津幡町	税務課	076-288-2123 (津幡町字加賀爪 二3番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 住家以外の物件について「被災届出証明」を発行 郵送申請可、津幡町電子申請サービスによる電子申請可

市町	窓口	電話番号	備考
内灘町	住民課	076-286-6701 (内灘町字大学1-2-1)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 ※ 混雑の状況によって受付終了時間が早まる場合あり。 住家以外の物件について「被災届出証明書」を発行 郵送申請可
志賀町	税務課 資産税担当	0767-32-9141 (志賀町末吉千古1-1)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日9時～17時 受付窓口:町役場(左記)及び富来活性化センター(志賀町富来領家町甲10) マイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請可
宝達志水町	税務住民課 税務係	0767-29-8150 (宝達志水町子浦そ18-1)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日10時～12時、13時～16時 住家以外の物件について「被災証明書」を発行
中能登町	税務課	0767-72-3136 (中能登町能登部下91部23番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時30分～17時15分 住家以外の物件について「被災届出証明書」を発行
穴水町	税務課	0768-52-3630 (穴水町川島ラの174番地)	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請のみ受付可(窓口では受付不可) ※全戸調査のため受付順での発行不可 町内全ての住家(居住のために使用している建物)を対象に被害認定調査を行います。混雑を避けるため、申請については、地区ごとにご案内します。
能登町	税務課	076-62-8518 (能登町字宇出津ト字50番地1)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日9時～17時 住家以外の物件についても「罹災証明書」を発行しますが、住家以外は被災者生活再建支援金の対象とはなりません。 郵送申請可

[目次に戻る](#)

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が上限となります。
- ◆ 完了期限は、**令和6年6月30日(日)**です。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	住宅政策課	076-220-2553 (金沢市広坂1-1-1)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日9時～17時45分
七尾市	都市建築課	0767-53-8429 (七尾市袖ヶ江町イ部25)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:9時～17時(土日祝も受付)
小松市	建築住宅課	0761-24-8106 (小松市小馬出町91番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間:平日8時40分～17時25分 ※土日の受付については市HPを御確認ください。

市町	窓口	電話番号	備考
			(https://www.city.komatsu.lg.jp/emergency/16266.html) 
輪島市	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
珠洲市	環境建設課 (建築住宅係)	0768-82-7756 (珠洲市上戸町北方 1字6番地の2)	【参考:珠洲市HPのURL】 https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/5/11537.html 
加賀市	建築課建築 グループ	0761-72-7934 (加賀市大聖寺南町 二41番地)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
羽咋市	地域整備課 都市計画係	0767-22-9645 (羽咋市旭町ア200 番地)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
かほく市	都市建設課	076-283-7104 (かほく市宇野気二 81番地)	•受付時間:平日9時～17時
白山市	建築住宅課	076-274-9561 (白山市倉光2-1)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
能美市	まち整備課 (平日) 災害手続ワ ンストップ 窓口(土日 祝)	0761-58-2251 (能美市寺井町た 35) 0761-58-2253 (能美市来丸町1110 番地)	•受付時間:8時30分～17時15分 •平日はまち整備課、土日祝日は災害手続ワ ンストップ窓口で受付
津幡町	都市建設課	076-288-6703 (津幡町字加賀爪二 3番地)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
内灘町	地域産業振 興課	076-286-6708 (内灘町字大学1丁 目2番地1)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
志賀町	住宅支援制 度窓口(ま ち整備課 内)	070-1523-8403 又は 080-7359-8554 (志賀町末吉千古1 番地1)	•受付時間:9時～17時(土・日・祝日を含む)
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160 (羽咋郡宝達志水町 子浦そ18番地1)	•受付時間:平日8時30分～17時15分 ※1月13日(土)から19日(金)については、10時～ 12時、13時～16時に、税務住民課で制度説明及 び相談を実施
中能登町	土木建設課 町営住宅係	0767-72-3921 (中能登町能登部下 91部23番地)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
穴水町	地域整備課	0768-52-0301(専 用回線) (穴水町字川島ラの 174番地)	•受付時間:平日9時～17時

市町	窓口	電話番号	備考
能登町	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

[目次に戻る](#)

3 住宅の緊急の修理制度

- ◆ 「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が地震で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。
- ◆ 準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯が対象で、納屋、車庫、空き家等は対象となりません。
- ◆ 1世帯当たり5万円が上限となります（**上限を超える部分は自己負担**）。
- ◆ 完了期限は、**令和6年1月31日(水)**です。
- ◆ 住宅の緊急の修理制度等の概要については、内閣府ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c16.pdf



- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	住宅政策課	076-220-2553 (金沢市広坂1-1-1)	・受付時間:平日9時~17時45分
七尾市	都市建築課	0767-53-8429 (七尾市袖ヶ江町イ部25)	・受付時間:9時~17時(土日祝も受付)
小松市	建築住宅課	0761-24-8106 (小松市小馬出町91番地)	・受付時間:平日8時40分~17時25分 ※土日の受付については市HPを御確認ください。 (https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1027/16277.html)
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156 (輪島市二ツ屋町2字29番地)	メールアドレス(machi@city.wajima.lg.jp) ※現在、震災関連の問い合わせにより電話がつながりにくくなっています。制度の問合せは上記アドレスまでよろしくお願いします。
珠洲市	環境建設課 (建築住宅係)	0768-82-7756 (珠洲市上戸町北方1字6番地の2)	【参考:珠洲市HPのURL】 https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/5/9279.html
加賀市	建築課	0761-72-7934 (加賀市大聖寺南町二41番地)	・受付時間:平日8時30分~17時15分
羽咋市	地域整備課 都市計画係	0767-22-9645 (羽咋市旭町ア200番地)	・受付時間:平日8時30分~17時15分



市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	都市建設課	076-283-7104 (かほく市宇野気二 81番地)	・受付時間:平日9時~17時
白山市	建築住宅課	076-274-9561 (白山市倉光2-1)	・受付時間:平日8時30分~17時15分
能美市	まち整備課 (平日) 災害手続ワ ンストップ 窓口(土日 祝)	0761-58-2251 (能美市寺井町た 35) 0761-58-2253 (能美市来丸町1110 番地)	・受付時間:8時30分~17時15分 ・平日はまち整備課、土日祝日は災害手続ワ ンストップ窓口で受付
津幡町	都市建設課	076-288-6703 (津幡町字加賀爪二 3番地)	・受付時間:平日8時30分~17時15分
内灘町	地域産業振 興課	076-286-6708 (内灘町字大学1丁 目2番地1)	・受付時間:平日8時30分~17時15分
志賀町	住宅支援制 度窓口(ま ち整備課 内)	070-1523-8403 又は 080-7359-8554 (志賀町末吉千古1 番地1)	・受付時間:9時~17時(土・日・祝日を含む)
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160 (宝達志水町子浦そ 18-1)	・受付時間:平日8時30分~17時15分 ※1月19日(金)までは、10時~12時、13時~16時に税 務住民課で受付 ※上記期間以降の受付は今後案内
中能登町	土木建設課 町営住宅係	0767-72-3921 (中能登町能登部下 91部23番地)	・受付時間:平日8時30分~17時15分
穴水町	地域整備課	0768-52-0301(専 用回線) (穴水町字川島ラの 174番地)	・受付時間:平日9時~17時
能登町	建設水道課	0768-62-8523 (能登町字宇出津ト 字50番地1)	・受付時間:平日8時30分~17時15分 ・FAX可(0768-62-8500)

[目次に戻る](#)

4 住宅の確保への支援（民間賃貸住宅・公営住宅）

○ 民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）

◆ 災害救助法が適用された市町において、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅が供与されるものです。

◆ ①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方、②半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方、③2次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方、④災害救助法に基づく住宅の応急修理

制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。）等が対象です。

- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。輪島市、珠洲市、穴水町、能登町にお住まいの方は希望する賃貸住宅がある市町でも可能です。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	住宅政策課	076-220-2553 (金沢市広坂1-1-1)	・受付時間:平日9時～17時45分
七尾市	都市建築課	0767-53-8429 (七尾市袖ヶ江町イ部25)	・受付時間:平日8時30分～17時15分
小松市	建築住宅課	0761-24-8095 (小松市小馬出町91番地)	・受付時間:平日8時40分～17時25分
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156 (輪島市二ツ屋町2字29番地)	<p>【賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)について】 問合せ先: 公益社団法人全国賃貸住宅経営者連合会 金沢支部 電話:0120-27-1000 接続番号 388006</p> <p>【応急仮設住宅について】 窓口:まちづくり推進課(0768-23-1156) ・受付日時:1月12日(金)～18日(木)。9時～19時 ・受付場所:市役所本庁舎新館1階 市民課 門前総合支所1階 地域生活課 各支所・出張所 各避難所の市職員</p> <p>※申込み用紙は各受付場所にも備え付けてあります。 ※スマートフォンをお持ちの方は下記リンクより電子申請が可能です。 https://logofom.jp/form/V4X6/469820</p> 
珠洲市	環境建設課 (建築住宅係)	0768-82-7756 (珠洲市上戸町北方一字6番地の2)	<p>【賃貸物件に関する問合せ先】 県内の各宅地建物取引業者(不動産業者) 県内の不動産団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県宅地建物取引業協会 Tel 076-291-2255 ・全日本不動産協会石川県本部 Tel 076-280-6223 ・全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部Tel 0120-27-1000(接続番号388006)
加賀市	建築課	0761-72-7936 (加賀市大聖寺南町二41番地)	・受付時間:平日8時30分～17時15分

市町	窓口	電話番号	備考
羽咋市	地域整備課	0767-22-9645 (羽咋市旭町ア200番地)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
かほく市	都市建設課	076-283-7104 (かほく市宇野気二81番地)	【賃貸物件に関する問合せ先】 •石川県宅地建物取引業協会 Tel 076-291-2255 •全日本不動産協会石川県本部 Tel 076-280-6223 •全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部Tel 0120-27-1000(接続番号388006)
白山市	建築住宅課	076-274-9567 (白山市倉光2-1)	•受付時間:平日8時30分～17時15分
能美市	まち整備課 (平日)	0761-58-2251 (能美市寺井町た35)	【賃貸物件に関する問合せ先】 •石川県宅地建物取引業協会 Tel 076-291-2255 •全日本不動産協会石川県本部 Tel 076-280-6223 •全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部Tel 0120-27-1000(接続番号388006)
野々市市	建築住宅課	076-227-6087 (野々市市三納一丁目1番地)	•受付時間:8時30分～17時15分
川北町	土木課	076-277-1108 (川北町字壺ツ屋174番地)	•受付時間:8時30分～17時15分
津幡町	町民課	076-288-2124 (津幡町字加賀爪二3番地)	•受付時間:8時30分～17時15分
内灘町	企画課	076-286-6727 (内灘町字大学1丁目2番地1)	•受付時間:8時30分～17時15分
志賀町	全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部(優先) まち整備課	0120-27-1000 (接続番号:388006) 0767-32-9211 (志賀町末吉千古1番地1)	•受付時間:9時～17時
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160 (宝達志水町子浦そ18番地1)	•受付時間:8時30分～17時15分
中能登町	土木建設課 町営住宅係	0767-72-3921 (中能登町能登部下91部23番地)	•受付時間:8時30分～17時15分
穴水町	全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部(優先) 地域整備課	0120-27-1000 (接続番号:388006) 0768-52-3660 (穴水町字川島ウの174番地)	•受付時間:毎日9時～17時

市町	窓口	電話番号	備考
能登町	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
石川県	土木建築住宅課	076-225-1777 (石川県金沢市鞍月1-1)	・受付時間:平日9時~17時

○ 公営住宅の提供

- ◆ 石川県内外の都道府県、市町村において、住宅被害を受けられた方に対して公営住宅等の提供が行われています。詳しくは上記の市町にお尋ねください。また、石川県外における公営住宅の提供については、国土交通省ホームページ「令和6年能登半島地震による被災者の住まいの確保」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000149.html



[目次に戻る](#)

5 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】 0570-016-100または03-3556-5147（平日10時～17時）

[目次に戻る](#)

6 2次避難所の利用

- ◆ 石川県では、自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地で避難している方を対象に、金沢以南、または県外のホテル・旅館への避難を支援しています。
- ◆ 滞在費用は無料で、罹災証明書は不要とされています（食事の提供については、施設によって取扱いが異なります。）。
- ◆ ホテル・旅館への避難を希望される方は、次の窓口にお問い合わせください。

【令和6年度能登半島地震 2次避難所運営事務局コールセンター】

0120-266-755（9時～18時 土日祝対応）

7 災害に便乗した商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」、本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」などと契約を迫る業者、「保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）は、おりた保険金で対応できる」と勧誘する業者とのトラブルが発生するケースがあります。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

電話：188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市町の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。

IP電話など、一部の電話からはつながりません。

センター名	電話番号	備考
石川県消費生活支援センター	076-255-2319 (金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎)	・受付時間:9時～17時(土日祝も受付)
国民生活センター【能登半島 地震関連 消費者ホットライン】	0120-797-188	・受付時間:10時～16時(土日祝も受付)

【一般社団法人日本損害保険協会】

電話：0120-309-444

(受付時間 平日 9時から12時、13時から17時(祝日、協会の休業日除く))

- ・「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント（消費者庁チラシ）



https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy/cms102_20210310_01.pdf

- 1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！
- 2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

[目次に戻る](#)

8 災害ごみの処分

- ◆ 市町では、災害初期の応急的な対応として、地震により発生したがれき、陶磁器くず等のごみを、指定の場所で受け入れています。
- ◆ 罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。

◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	環境政策課	076-220-2304 (金沢市柿木島1番1号)	受入体制について検討中
七尾市	環境課	0767-53-8421 (七尾市袖ヶ江町イ部25番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受入日時:1月12日(金)～3月31日(日)9時～15時 奇数日:旧七尾市の方 偶数日:旧田鶴浜町、中島町、能登島町の方 受入場所:能登香島駐車場(石崎町 ※和倉温泉運動公園テニスコート付近)
小松市	環境推進課	0761-24-8069 (小松市小馬出町91)	<ul style="list-style-type: none"> 受入日時:2月3日(土)まで(日曜を除く)。8時30分～16時30分 受入場所:エコロジーパークこまつ(小松市大野町信三郎谷1) 減免対象:災害により発生した家具、家電、瓦、コンクリートがら、石の灯籠や塀垣など 持込の際はホームページまたは窓口で発行する専用の「災害廃棄物搬入申請書」の提出が必要。(要町内会長印)
輪島市	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
珠洲市	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
加賀市	環境課生活環境グループ 環境美化センター	0761-72-7885 (加賀市大聖寺南町二41番地) 0761-73-5600 (加賀市熊坂乙7-1)	<ul style="list-style-type: none"> 受入日時:1月4日(木)～1月21日(日)9時～16時(水曜日・祝日を除く) 受入場所:環境美化センター(加賀市熊坂町乙7-1) 家庭で災害により発生した i)もえるごみ、ii)もえないごみ、iii)粗大ごみのみ持込可(罹災証明書又は被災届出証明書を提出することで手数料を減免) ごみガイドブック等により、持込可能なごみを要確認
羽咋市	環境安全課	0767-22-7137 (羽咋市旭町ア200番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受入日時:1月12日(金)～2月末9時～16時(15時30分受付終了) 受入場所:羽咋運動公園駐車場(羽咋市鶴多町地内) ※詳細は市HPをご覧ください。 (https://www.city.hakui.lg.jp)
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124 (かほく市宇野気二81番地)	<ul style="list-style-type: none"> 受入日時:平日8時30分～16時 土曜日8時30分～15時 ※ 平日は15時30分まで、土曜日は14時30分までに防災環境対策課で受付し、減免申請書の交付を受けてから搬入してください。 ※ 1月21日(日)の受入日時は未定。 受入場所:クリーンセンター(津幡町字能瀬ナ73番地3) 減免対象:防災環境対策課から減免申請書の交付を受けた災害ごみ

市町	窓口	電話番号	備考
白山市	環境課	076-274-9538 (白山市倉光2-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入日時:3月30日(土)まで。平日10時～12時、13時～15時(第1・3・5日曜日、年末年始は休業) ※ 事前予約が必要 ・受入場所:松任石川環境クリーンセンター(白山市上小川町795、電話:076-276-1362) ・減免対象:個人住宅の外壁やブロック塀から発生した災害ごみで、集積所で回収できない廃棄物(要確認)
能美市	美化センター	0761-51-2471 (能美市坪野町1-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入日時:9時～16時30分(毎週火曜日、国民の祝日は休場日) ・災害ごみについて、一般家庭は令和6年1月15日(月)まではごみ搬入券不要、同年1月17日(水)以降はごみ搬入券必要、事業所は被災証明書の提示により減免
川北町	住民課	076-277-1126 (川北町字壺ツ屋174番地)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入日時:3月31日(日)まで。平日10時～12時、13時～15時(第1・3・5日曜日、年末年始は休業) ※ 事前予約・町が発行する証明書が必要 ・受入場所:松任石川環境クリーンセンター(白山市上小川町795、電話:076-276-1362) ・減免対象:個人住宅の外壁やブロック塀から発生した災害ごみで、町の粗大ごみ等集積所で回収できない廃棄物(大量の瓦、レンガ、ブロック等)
津幡町	生活環境課	076-288-6701 (代表) (津幡町字加賀爪二3番地)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入日時:1月19日(金)まで。 平日8時30分～16時、土日8時30分～15時 ※ 平日は15時30分まで、土日は14時30分までに生活環境課で受付し、減免申請書の交付を受けてから搬入してください。 ※ 20日(土)以降の受入日時は未定。 ・受入場所:クリーンセンター(津幡町字能瀬ナ73番地3) ・生活環境課への減免申請の際は、災害廃棄物の「現物」及び被災状況が確認できるもの(スマホ写真など)をご持参ください。 ・代理申請も可(代理申請の場合は、被災者の身分証明の写しが必要)
内灘町	住民課 環境管理室	076-286-6701 (内灘町字大学1丁目2番地1)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入日時:平日8時30分～16時、土曜8時30分～15時 ・受入場所:河北郡市クリーンセンター(津幡町字領家儿9番地、電話076-288-4545) ・減免対象:家庭で災害により発生したごみ(布団、家具類、ガラス・陶磁器くず等) ・住民課で施設使用料の減免申請の受付が必要(受付時間:平日8時30分～17時15分)
志賀町	環境安全課 住民安全担当	0767-32-9320 (志賀町末吉千古1番地1)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮置き場を設置準備中

市町	窓口	電話番号	備考
宝達志水町	環境安全課	0767-29-8140 (宝達志水町子浦そ18番地1)	<ul style="list-style-type: none"> •受入日時:平日9時~12時、土日9時~16時 ※1月16日(火)は積雪予想のため中止 •受入場所:町民センターアステラス駐車場 •事前に「届出書兼宣誓書」(HPに掲載)を持参すると当日の受付がスムーズです。 (宝達志水町 HP : https://www.hodatsushimizu.jp/kinkyu/6237.html) 
中能登町	生活環境課 環境衛生係	0767-72-3927 (中能登町能登部 下91部23番地)	•災害廃棄物の仮置き場を設置準備中
穴水町	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
能登町	準備中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

[目次に戻る](#)



お金のこと

9 生活再建のための支援金（被災者生活再建支援金）の支給

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 県内全市町村がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。
- ◆ 被災者生活再建支援制度の概要については、内閣府ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/140612gaiyou.pdf>



被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金	加算支援金		合計	
	支給額	住宅の再建方法	支給額		
2人以上世帯	100万円	全壊世帯	建設・購入	200万円	300万円
		解体世帯	補修	100万円	200万円
		長期避難世帯	貸借	50万円	150万円
	50万円	大規模半壊世帯	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			貸借	50万円	100万円
	—	中規模半壊世帯	建設・購入	100万円	100万円
補修			50万円	50万円	
貸借			25万円	25万円	
1人世帯	75万円	全壊世帯	建設・購入	150万円	225万円
		解体世帯	補修	75万円	150万円
		長期避難世帯	貸借	37.5万円	112.5万円
		建設・購入	150万円	187.5万円	

帯	大規模半壊世帯	37.5万円	補修	75万円	112.5万円
			貸借	37.5万円	75万円
帯	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			貸借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 詳細は、被災当時お住まいの市町村の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。現在、申請の受理を開始している市町はありません。まずは罹災証明書を申請し、その結果をお待ちください。

[目次に戻る](#)

10 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害により亡くなられた方の遺族に対して災害弔慰金が支給されます。
 - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給
 - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
- ◆ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。
 - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
 - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給

- ◆ 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要については、内閣府ホームページ（下記 URL）をご覧ください。

【URL】 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/pdf/siryo1-1.pdf>



- ◆ 詳細は、各市町村の災害弔慰金担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

11 災害援護資金の貸付

- ◆ 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

貸付金額は最大350万円（被災の状況により貸付限度額は異なる。）で、償還期限は据置期間（3年）を含め10年です。

- ◆ 災害援護支援資金の概要については、内閣府ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【 URL 】 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/pdf/siryoy1-2.pdf>



- ◆ 詳細は、各市町村の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

12 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、「緊急小口資金」（一世帯につき10万円以内）の貸付を受けられます。
- ◆ 緊急小口資金の償還期限は、据置期間（通常：2か月以内）終了後、12か月以内です。無利子で、連帯保証人は不要です。

【福祉費（災害援護費）】

- ◆ 災害を受けたことにより臨時に経費が必要となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、「福祉費（災害援護費）」（一世帯につき150万円以内）の貸付を受けられます。
- ◆ 福祉費（災害援護費）の償還期限は、据置期間（通常：6か月以内）終了後、7年以内です。連帯保証人を立てる場合は無利子です。
- ◆ お住まいの市町村の社会福祉協議会が申請受付を開始しましたら、連絡先を掲載します。現段階では、お問い合わせいただくのを避けていただきますようお願いいたします。

[目次に戻る](#)

13 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）
受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）
- ◆ 融資の概要については、住宅金融支援機構ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/jouken.html



- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

14 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。
【全国銀行協会相談室】
ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772
受付時間：平日9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く）
- ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



[目次に戻る](#)

15 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。
- ◆ 特例措置の概要については、厚生労働省ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001186731.pdf>



- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号	管轄区域
石川労働局職業安定課 (金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎5階)	076-265-4427	
金沢公共職業安定所 (金沢市鳴和1-18-42)	076-253-3030	金沢市
金沢公共職業安定所津幡分室 (津幡町字清水ア66-4)	076-289-2530	かほく市、津幡町、内灘町
小松公共職業安定所 (小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎2階)	0761-24-8609	小松市、能美市、川北町
白山公共職業安定所 (白山市西新町235番地)	076-275-8533	白山市、野々市市
七尾公共職業安定所 (七尾市小島町西部2番地 七尾地方合同庁舎1階)	0767-52-3255	七尾市、中能登町
七尾公共職業安定所羽咋出張所 (羽咋市南中央町キ105-6)	0767-22-1241	羽咋市、志賀町、宝達志水町
加賀公共職業安定所 (加賀市大聖寺菅生イ78-3)	0761-72-8609	加賀市
輪島公共職業安定所 (開庁時間：10時～14時) (輪島市鳳至町畠田99-3 輪島地方合同庁舎1階)	0768-22-0325	輪島市、穴水町
輪島公共職業安定所能登出張所 (開庁時間：10時～14時) (鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2)	0768-62-1242 ※現在、電話不通	珠洲市、能登町

注 庁舎の開閉庁等は令和6年1月15日現在の状況であるため、今後変更の可能性がります。

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

16 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 支援措置の概要については、国税庁ホームページ（下記URL）をご覧ください。
【URL】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>



- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
金沢税務署（金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎）	076-261-3221	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
七尾税務署（七尾市小島町大開 地3-7 七尾西湊合同庁舎）	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
小松税務署（小松市日の出町1- 120 小松日の出合同庁舎）	0761-22-1171	小松市、加賀市、能美市、川北町
輪島税務署（輪島市河井町15部90-16）	（閉庁中）	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
松任税務署（白山市博労2-22）	076-276-2345	白山市、野々市市

注 庁舎の開閉庁等は令和6年1月4日現在の状況であるため、今後変更の可能性があります。

[目次に戻る](#)

17 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 救済措置の概要については、石川県ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

減免について：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



申告・納付等の期限の延長について：

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona_entyou.html



猶予制度について：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html>



- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は県税務課にお問い合わせください。

（課税に関すること）

名称	電話番号	税の種別	担当区域
金沢県税事務所 (金沢市幸町12-1)	076-263-8831	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 ・ 法人県民税、法人事業税 ・ 鉱区税 ・ 狩猟税 ・ 軽油引取税（特別徴収義務者に関すること） 	石川県全域
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税 ・ 個人事業税（事務所・事業所の所在地） ・ 不動産取得税（取得物件の所在地） ・ 軽油引取税（免税軽油に関すること） 	加賀市、小松市、能美市、金沢市、かほく市、白山市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町

中能登総合事務所 税務課 (七尾市小島町二部33)	0767-52-6112	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税 ・個人事業税（事務所・事業所の所在地） ・不動産取得税（取得物件の所在地） ・軽油引取税（免税軽油に関すること） 	羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、宝達志水町、中能登町、志賀町、穴水町、能登町
総務部税務課 自動車税グループ (県庁行政庁舎6階) 自動車税グループ分室 (金沢市直江東1-2)	076-225-1273 (自動車税グループ) 076-239-3631 (自動車税グループ分室)	<ul style="list-style-type: none"> ・県たばこ税 ・自動車税（種別割） ・核燃料税 	石川県全域

(納税に関すること)

名称	電話番号	担当区域
金沢県税事務所 (金沢市幸町12-1)	076-263-8831	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
小松県税事務所 (小松市園町ハ108-1)	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、川北町
中能登総合事務所税務課 (七尾市小島町二部33)	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所納税課 (輪島市三井町洲衛10-11-1)	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町

[目次に戻る](#)

18 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

19 公共料金の減免措置等

- ◆ 電話、NHK等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、契約している事業者にご確認ください。

- ◆ N T T 西日本では、電話料金の免除などの支援措置を行っています。
詳しくは、以下にお問い合わせいただくか、N T T 西日本のホームページ等をご確認ください。

- ・加入電話に関する問合せ：(局番なし)113（携帯電話からは0120-444-113）

- ・WEBでの故障申告・問合せ：<https://www.customersupport.ntt-w.net/>



- ・ひかり電話・フレッツサービスに関する問合せ：0120-248-995（携帯電話からも利用可）

※ 電話での受付は録音での受付後、折り返し連絡

- ◆ N T T ドコモや a u などの各事業者においても、支払期日の延長や料金の減免等の支援措置が行われております。

詳しくは、契約している事業者にご確認ください。

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、届出に基づき、令和6年1月から2か月間、放送受信料が免除になります。

詳しくは、N H K（0570-077-077（9:00～18:00・有料）、ご利用になれない場合050-3786-5003（9:00～18:00・有料））にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

20 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が支払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。

- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

支援措置の概要については、日本年金機構ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

保険料の免除について：

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20141218.html>



納付の猶予について：

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20120330-02.html>



- ◆ 詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-808-678）、または、ねんきんダイヤル（0570-05-1165（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165）[月曜 8:30～19:00、火曜～金曜 8:30～17:15、第2土曜 9:30～16:00]）にお問い合わせください。
- ◆ 市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
金沢南年金事務所（金沢市泉が丘2-1-18）	076-245-2311	金沢市（注2）、白山市、野々市市	白山市、野々市市	—
金沢北年金事務所（金沢市三社町1-43）	076-233-2021	金沢市（注2）、かほく市、津幡町、内灘町	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	石川県内全市町
小松年金事務所（小松市小馬出町3-1）	0761-24-1791	小松市、加賀市、能美市、川北町	—	—
七尾年金事務所（七尾市藤橋町西部22-3）	0767-53-6511	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	—	—

（注） 1 受付時間：原則、平日8:30～17:15

2 健康保険・厚生年金保険の管轄区域のうち金沢市については、金沢南年金事務所と金沢北年金事務所が分けて管轄しています。詳細は次のURLを参照してください。

https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/ishikawa/kankatsu_ishikawa.html



[目次に戻る](#)

21 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合であっても、そのことによって所有権等の権利を失うことはありません（売買、贈与、抵当権設定等の登記申請時に上記書類を紛失している場合は、他の手段での本人確認となります。）。

なお、権利証は再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度があります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

制度の概要については、法務局ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001407231.pdf>



名称	電話番号	管轄区域 (不動産登記)	管轄区域 (商業・法人登記)
金沢地方法務局 (金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎)	076-292-7810	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町	石川県内全市町
金沢地方法務局小松支局 (小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎)	0761-22-6300	小松市、加賀市、能美市	各種証明書交付事務，印鑑提出等に関する事務，印鑑カードに関する事務，電子認証に関する事務のみの取扱い
金沢地方法務局七尾支局 (七尾市小島町大開地3-7 七尾西湊合同庁舎)	0767-53-1720	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	
金沢地方法務局輪島支局 (輪島市鳳至町畠田99番地3 輪島地方合同庁舎)	0768-22-0426	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	

受付時間：平日9:00～17:00

[目次に戻る](#)

22 自動車や運転免許に関すること

○ 運転免許証の有効期間の延長

- ◆ 珠洲市、輪島市、七尾市、羽咋市、かほく市、金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市、能登町、穴水町、中能登町、志賀町、宝達志水町、津幡町、内灘町に住所がある方で、運転免許証の有効期間が、令和6年1月1日から同年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運手免許証の有効期間が延長されます。
- ◆ 詳しくは、石川県運転免許センター（076-238-5901）にお問い合わせください（平日8時30分から17時）。

○ 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合には、再交付の手続きができます。
- ◆ 詳しくは、石川県運転免許センター（076-238-5901）にお問い合わせください（平日8時30分から17時）。

○ 自動車検査証の有効期間の延長

- ◆ 金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、津幡町、内灘町、中能登町、穴水町、能登町に使用の本拠の位置を有する自動車で、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年2月8日までのものは、令和6年2月9日まで自動車検査証の有効期間が延長されます。
- ◆ 詳しくは、北陸信越運輸局自動車技術安全部技術課（025-285-9155）にお問い合わせください。

○ 自動車税の減免

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免があります。減免措置の概要については、石川県ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html#t1>



- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は石川県税務課自動車税グループにお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
総務部税務課自動車税グループ(県庁行政庁舎6階)	076-225-1273	石川県全域
自動車税グループ分室(金沢市直江東1-2)	076-239-3631	石川県全域
金川県税事務所納税課(金沢市幸町12-1)	076-263-8836	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
小松県税事務所(小松市園町ハ108-1)	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、川北町
中能登総合事務所税務課(七尾市小島町二部33)	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所納税課(輪島市三井町洲衛10-11-1)	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

23 地震保険

◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022-808（受付時間 平日9：15～17：00、現在、能登半島地震で被災された方からの相談は土日祝日も受付中）

（IP電話等からは、03-4332-5241 or 06-7634-2321）

[P11「7 災害に便乗した商法に注意」参照](#)

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・一般社団法人日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-501-331（受付時間 平日9：15～17：00、現在、能登半島地震で被災された方からの相談は土日祝日も受付中）

[目次に戻る](#)

24 生命保険

◆ 災害救助法が適用された地域等において、被災等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・一般社団法人生命保険協会
フリーダイヤル 0120-001-731（受付時間 平日9：00～17：00）
- ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950（受付時間 平日9：00～21：00、土日休日9：00～17：00（1月1日～1月3日を除く））

◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払といった対応を行っていますので、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター
（受付時間 平日9：00～19：00、土日休日9：00～17：00（1月1日～1月3日、5月3日～5月5日を除く）
フリーダイヤル0120-108-420
（参考）
- ・北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請

<https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/013/2024010201.pdf>



[目次に戻る](#)

26 法律相談等の窓口

- ◆ 石川県司法書士会（金沢市新神田四丁目10-18）では、無料電話相談（へるぷネットいしかわダイヤル）を実施しています。
相談窓口：076-292-8133（受付時間 平日10：00～16：00）
- ◆ 日本司法書士会連合会では、被災者を対象とした災害無料相談を実施しています。
相談窓口：0120-315199（受付時間 17：00～20：00（土日祝含む））
※ 令和6年6月30日（日）まで実施予定
- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。
また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。
詳細は、法テラスにお問い合わせください。
【法テラス石川】（金沢市丸の内7-36）
ナビダイヤル 0570-078349（IP電話等からは050-3383-5477）
（受付時間 平日9:00～17:00）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。

【法テラス・サポートダイヤル】

ナビダイヤル 0570-078374（IP電話等からは03-6745-5600）

（受付時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00、日祝日を除く）

- ◆ 金沢弁護士会（金沢市丸の内7-36）では、無料電話相談（令和6年能登半島地震何でも無料電話相談）を実施しています。

相談窓口：080-8995-9483

（受付時間 平日10:00～12:00、13:00～16:00）

※ 金沢弁護士会で受付後、担当弁護士から折返しの電話があります。

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

27 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

名称	電話番号
こころの相談ダイヤル (石川県健康福祉部こころの健康センター) (受付時間：年中無休(24時間、365日))	076-237-2700
石川県こころの健康センター(金沢市鞍月東2-6)	
(受付時間：平日8時30分～17時15分)	076-238-5750
(受付時間：平日17時～翌9時、土日・祝日0～24時)	0570-783-780
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338

- ◆ 石川県では、避難所で被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導などの支援を行うため、福祉専門職で構成する「災害派遣福祉チーム(DWAT、ディーワット)」を立ち上げ、被災地へ派遣する体制を整備しています。

お問い合わせ先

石川県健康福祉部厚生政策課
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
電話番号：076-225-1411

[目次に戻る](#)

28 医療機関へ被保険者証が提示できない場合

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

概要は、厚生労働省ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06756.html



県内の病院・医療機関の情報はこちら▼

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-mokutekibetsu.html#iryokikan>



[目次に戻る](#)



教育のこと

29 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1）災害救助法の適用を受けた地域（県内17市町）の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2）奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、3）居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011

1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

[目次に戻る](#)

30 教科書等の無償給与

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害により住宅に被害を受け学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、教科書等の学用品が支給されます。
- ◆ 詳細は、各市町村の担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)



事業者の方へ

31 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者・小規模事業者の方々を支援するため特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
中小企業・小規模事業者を支援するための特別相談窓口 石川県経営支援課（受付:9:00~17:00）	076-225-1525
金沢商工会議所	076-263-1151
小松商工会議所	0761-21-3121
七尾商工会議所（石川県経営支援課）	076-225-1525
輪島商工会議所（石川県経営支援課）	076-225-1525
加賀商工会議所	0761-73-0001
珠洲商工会議所（石川県経営支援課）	076-225-1525
白山商工会議所	076-276-3811
石川県商工会連合会	076-268-7300
能美市商工会	076-204-6815
山中商工会	076-204-6816
川北町商工会	076-204-6817
美川商工会	076-204-6818
鶴来商工会	076-204-6819
白山商工会	076-204-6820
野々市市商工会	076-204-6821
かほく市商工会	076-204-6822
森本商工会	076-204-6823
津幡町商工会	076-204-6824
内灘町商工会	076-204-6825
羽咋市商工会	076-204-6829
富来商工会（石川県商工会連合会）	076-268-7300
志賀町商工会（石川県商工会連合会）	076-268-7300
宝達志水町商工会	076-204-6832
能登鹿北商工会（石川県商工会連合会）	076-268-7300
中能登町商工会	076-204-6836
門前町商工会（石川県商工会連合会）	076-268-7300
穴水町商工会（石川県商工会連合会）	076-268-7300
能登町商工会（石川県商工会連合会）	076-268-7300
石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
石川県産業創出支援機構	076-267-1244
石川県よろず支援拠点	076-267-6711

[目次に戻る](#)

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
中小企業・小規模事業者を支援するための特別相談 石川県経営支援課（受付：9:00～17:00）	076-225-1525
株式会社 日本政策金融公庫	
金沢支店（金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル）（受付：9:00～17:00） 中小企業事業 国民生活事業	076-231-4275 0570-045202
小松支店（小松市園町二-1 小松商工会議所ビル） （受付：9:00～12:00、13:00～17:00） 国民生活事業	0570-045445
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号） （受付：9:00～17:10） 経営支援課 保証課	076-222-1550 076-222-1522
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店（金沢市本多町3-1-25）（受付：平日9:00～17:00）	076-221-6141

支援措置の概要については、経済産業省ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240104001/20240104001.html>



[目次に戻る](#)

32 農林水産業関係の相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号
奥能登農林総合事務所企画調整室	0768-26-2322
中能登農林総合事務所企画調整室	0767-52-2583
県央農林総合事務所企画調整室	076-239-1750
石川農林総合事務所企画調整室	076-276-0528
南加賀農林総合事務所企画調整室	0761-23-1707
石川県漁業協同組合（本所）	076-234-8815
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店農林水産事業 （金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル）	076-263-6471

主な融資制度の概要については日本政策金融公庫ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/202401saigai.html>



[目次に戻る](#)



そのほかの情報

33 発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障害児・者及びご家族の方を対象に、困りごとについて相談、支援を行っています。

詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	管轄区域
石川県発達障害支援センター (金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内) (受付時間：平日8時30分～17時15分)	076-238-5557	石川県内
石川県教育センター 教育相談課 特別支援教育担当 (金沢市高尾町ウ31-1) (受付時間：平日8時30分～17時15分)	076-298-1729	石川県内
金沢市こども相談センター (金沢市富樫3-10-1) (受付時間：平日9時～17時45分)	076-243-4158	金沢市

[目次に戻る](#)

34 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局が行った、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況の調査（平成29年9月8日公表）においては、
 - ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
 - ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であることなどの点が十分認識されていなかったことが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html



- ◆ 被災した太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/160415r_jpea.pdf

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

また、被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。



○ http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）



[目次に戻る](#)

35 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

相談窓口	連絡先	管轄区域
南加賀保健福祉センター生活環境課（小松市園町又48）（受付時間：平日9時～17時）	0761-22-0795	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央保健福祉センター生活環境課（白山市馬場2-7）（受付時間：平日9時～17時）	076-275-2642	白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町
能登北部保健福祉センター（能登中部保健福祉センター内に臨時窓口を設置）（受付時間：平日9時～17時）	0767-53-6893	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
能登中部保健福祉センター生活環境課（七尾市本府中町ソ27-9）（受付時間：平日9時～17時）	0767-53-6893	羽咋市、七尾市、中能登町、宝達志水町、志賀町
金沢市動物愛護管理センター（金沢市才田町戊370-2）（受付時間：10時～16時（当面の間 土日祝含））	相談専用携帯：070-1456-5111 センター：076-258-9070	金沢市

[目次に戻る](#)

36 避難所等での性暴力についての相談

- ◆ パープルサポート石川 #8891（はやくワンストップ）（通話料無料）
※月曜日から金曜日 8時30分～17時15分
（NTTひかり電話からは 0120-8891-77（通話料無料）へおかけください。
上記電話がつかない場合、076-223-8955（はやくここへ）へおかけください。（通話料がかかります）

[目次に戻る](#)

37 DV等についての相談

- ◆ 配偶者や恋人からの暴力・脅迫で悩んでいる
- ◆ 婦人相談所 076-223-8655（月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分）

[目次に戻る](#)

38 子どものSOS全般についての相談

- ◆ 子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもSOSをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で実施。下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。
- ◆ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）
- ◆ 24時間子供SOSダイヤルについては、文部科学省ホームページ（下記URL）をご覧ください。

【URL】

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



[目次に戻る](#)

39 SNS等での個人情報の拡散についての相談

- ◆ インターネット上に自身の権利を侵害するような情報（プライバシー侵害、名誉毀損等）があった場合には、本人もしくは代理人（未成年者であれば親などの保護者、弁護士）からサイトの管理者等に対して削除の依頼をすることが可能です。
削除依頼に関する具体的な手続については、権利侵害情報が掲載されている各サイトにお問い合わせください。具体的な手続方法がわからない場合には、以下の違法・有害情報相談センターをご活用ください。
- ◆ インターネット違法・有害情報相談センター（<http://www.ihaho.jp/>）



[目次に戻る](#)



がいこくじん かた
外国人の方へ

40 がいこくじん 外国人のための 相談窓 ぐち Consultation for Foreigners

いしかわけんこくさいこうりゅうきょうかい
< 石川県国際交流協会 >

Ishikawa Foundation for International Exchange

◆ れいわ6ねん の とはんとうじしん たげんご そうだんまどぐち 令和6年 能登半島地震 / 多言語相談窓 ぐち

2024 Noto Peninsula Earthquake

/Multilingual Consultation Desk

がいこくじん そうだん たげんご き
外国人からの 相談を 多言語で 聞いています。

こーど ふおーむ そうだん
QRコードの フォームから 相談できます。

<https://support.ishikawa.jp/>



◆ じしん についての むりょう でんわつうやく サービス 地震についての 無料 電話通訳 サービス

でんわだい
電話代はかかります。

https://ifie.or.jp/article.php/20240102161414369_ja



[目次に戻る](#)

被災者のみなさまへ

令和6年1月11日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 令和6年能登半島地震による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和6年6月30日（日）まで延長されます。

◎令和6年1月1日（月）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、**総務省特設ページ**

(https://www.soumu.go.jp/r6_noto_jishin/hisai.html)

などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省
特設ページ

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が、令和6年4月30日（火）まで延長されます。

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが**特定非常災害**によるものであれば、**令和6年4月30日（火）までに履行**することで、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、令和6年能登半島地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和7年12月31日(水)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和6年1月1日以後に満了するもの)が**令和6年9月30日(月)まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和6年1月1日(月)から令和8年12月31日(木)まで**に、令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

[関連リンク]

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<https://www.courts.go.jp/courthouse/map/index.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

法テラス災害ダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

令和6年能登半島地震 石川県庁における電話相談窓口一覧

9:00～17:45（①は18時まで、土日祝対応）

① 被災地外への避難、 ホテル・旅館への避難の受付に関する事	2次避難所/1.5次避難所運営事務局 コールセンター 0120-266-755
② 仮設住宅（民間賃貸含む）への入居、 住宅再建に関する事	土木部建築住宅課 076-225-1777
③ 生活費などお金に関する事	健康福祉部厚生政策課 076-225-1478 石川県社会福祉協議会 076-208-3503
④ 医療に関する事	健康福祉部医療対策課 076-225-1431
⑤ 健康に関する事	健康福祉部健康推進課 076-225-1458
⑥ 子育て支援に関する事	健康福祉部少子化対策監室 076-225-1447
⑦ 高齢者福祉に関する事	健康福祉部長寿社会課 076-225-1487
⑧ 障害のある方の福祉に関する事	健康福祉部障害保健福祉課 076-225-1426
⑨ 税に関する事	総務部税務課 076-225-1271
⑩ 教育に関する事	能登半島地震・進路・学習相談テレホン 0120-873-783
⑪ 雇用に関する事	商工労働部労働企画課 076-225-1531
⑫ 小規模事業者や中小企業の 支援に関する事	商工労働部経営支援課 076-225-1525 石川県商工会連合会 076-268-7300
⑬ 農林水産業の支援に関する事	(農林・畜産・林業) 奥能登農林総合事務所 0768-26-2322 中能登農林総合事務所 0767-52-2583 県央農林総合事務所 076-239-1750 石川農林総合事務所 076-276-0528 南加賀農林総合事務所 0761-23-1707 (漁業) 石川県漁業協同組合 076-234-8815
⑭ 消費者トラブルに関する事	消費生活支援センター 076-255-2319
⑮ 外国人の方の支援に関する事	観光戦略推進部国際交流課 076-225-1382 石川県災害多言語支援センター (石川県国際交流協会) 076-262-5932

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談に応じるほか、市町等関係機関の窓口をご案内いたします

【Memo】